

平成 23 年 1 月 17 日

三井住友建設株式会社

愛知県内の建設現場における火薬類取締法違反行為について

当社は、愛知県豊田市中垣内町地内の第二東名高速道路建設現場において、岩の硬さが当初想定より硬く、譲受・消費許可数量を超える爆薬が必要となり、愛知県への追加許可申請の準備をしていたものの、工程に間に合わないため担当者が独断で火薬類譲受許可証を変造し、平成 22 年 12 月 18 日から同年 12 月 24 日までの間、譲受・消費許可数量を 291.15 kg 超えた爆薬を譲り受け、消費したことが判明しました。

火薬類の取扱いについては、作業所長及び火薬類取扱保安責任者による複数のチェック体制の下で運営管理されるべきところ、特定の社員に当該業務を全面的に委ねていたことにより、現場内での情報の共有が阻害されチェック機能が働かなくなってしまう、違反の発生につながりました。

今回の違反につきましては、火薬類取り扱いの許可権者である愛知県に対し報告書を提出し、本日県から警告書を受領するとともに、改善報告書の提出を求められましたのでお知らせいたします。

- ・違反条項 火薬類取締法第 17 条第 1 項違反（無許可譲受）
火薬類取締法第 25 条第 1 項違反（無許可消費）

なお、譲受した爆薬は全量当該工事に使用し、現場外部への流出は一切ございません。また、本件を受け、当社で爆薬を使用している全現場の緊急調査を行い、他には違反事実のないことを確認いたしました。

当社は本件違反行為を深く反省し、関係者を処分するとともに、担当者の交代、管理体制の強化、社員教育の実施等、独自の再発防止対策をすぐさま策定し、類似事象の発生防止への取り組みを開始いたしました。また、全社員に対して更なる法令遵守の徹底を図っております。

以上

<お問い合わせ先>

〒104-0051

東京都中央区佃二丁目 1 番 6 号

三井住友建設株式会社

広報室 宇野 嘉壽之

Tel : 03-4582-3015 Fax : 03-4582-3204

e-mail : information@smcon.co.jp